

議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第75号 桐生市保育園条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

令和7年3月31日をもって桐生市立広沢南部保育園及び桐生市立みつぼり保育園を閉園するため、桐生市保育園条例から2園を削除するものです。

概要

桐生市立広沢南部保育園及び桐生市立みつぼり保育園を閉園するため、条例第3条に係る別表から、2園を削除します。

2園の閉園後、公立保育園は次の2園となります。

名称	所在地
桐生市立相生保育園	桐生市相生町二丁目482番地の1
桐生市立黒保根保育園	桐生市黒保根町水沼199番地1

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

少子化の進行と施設の老朽化を鑑み、令和4年8月に「公立特定教育・保育施設の配置見直し」を策定し、保育所等の適正配置を進める中で、公立の保育園2園について、令和7年3月31日をもって閉園とするものです。

閉園に当たり、みつぼり保育園の園児は、令和7年度以降は桐生市内の他の保育園等で受け入れる体制を整えるとともに、広沢南部保育園については同日をもって閉園する広沢幼稚園と統合し、令和7年4月1日に認定こども園に移行します。